

札幌市環境保全協議会・環境審議会関係条例・規則

札幌市環境保全協議会関係

《札幌市環境基本条例（抄）》

(環境保全協議会)

第30条 市民及び事業者が、自らの環境の保全に関する活動を効果的に行うための方策、環境の保全に関する市の施策等に関して協議するため、札幌市環境保全協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、その協議の結果を市長に報告するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

《札幌市環境保全協議会規則》

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市環境基本条例（平成7年条例第45号）第30条第3項の規定に基づき、札幌市環境保全協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員40人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから当該各号に定める人数の範囲内で市長が委嘱する。

- (1) 事業者の組織する団体の推薦を受けた者 10人
- (2) 環境の保全に関する活動を行う団体の推薦を受けた者 10人
- (3) 市の公募に応じた市民 10人
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者 10人

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人及び副会長2人以内を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数が出席できなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、環境局において行う。

(委任)

第7条 この規則の施行について必要な事項は、環境局長が定める。

札幌市環境審議会関係

《札幌市環境基本条例（抄）》

(環境審議会)

第 29 条 環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、札幌市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 札幌市環境保全協議会の推薦を受けた者
- (4) その他市長が適当と認める者

6 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

7 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

《札幌市環境審議会規則》

(趣旨)

第 1 条 この規則は、札幌市環境基本条例(平成 7 年条例第 45 号)第 29 条第 8 項の規定に基づき、札幌市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(臨時委員)

第 2 条 臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 審議会の推薦を受けた者
- (4) 市の公募に応じた市民

2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、必要の都度会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。)の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 会長が必要と認めたときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、前条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、環境局において行う。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 札幌市事務分掌規則(昭和 47 年規則第 23 号)の一部改正〔省略〕

附 則(平成 11 年規則第 61 号)

この規則は、公布の日から施行する。